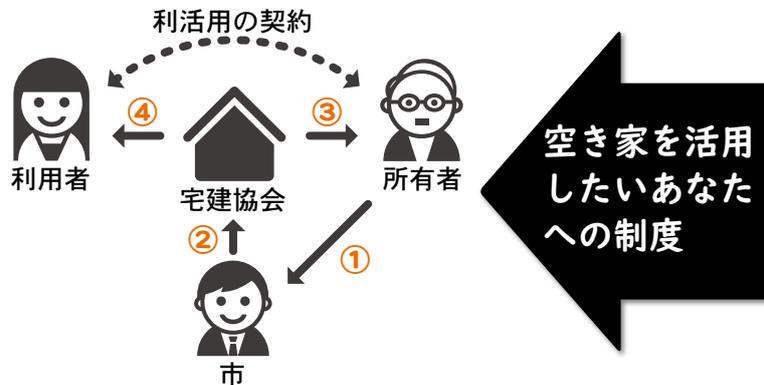


空き家を貸したい・売りたいという人のために 空き家バンク制度

府中市と広島県宅建協会が協力し、市に提出された空き家情報を宅建協会の不動産業者が、調査・査定、物件紹介、利用希望者との仲介契約などを行い、所有者と利用者を結びつけます。

空き家バンクへの登録には、同意書の提出時点において、特定の不動産業者と媒介契約を結んでいない物件が対象となります。



- ①空き家情報の提供同意書 ②情報提供
③空き家の調査・査定 ④物件紹介・仲介契約

空き家を活用して府中市に移住・定住される人を応援 空き家再生・活用補助金

空き家バンクに登録された空き家の改修費用や起業のための準備費用の一部を補助します。

補助金を利用して改修などをした空き家に、5年以上居住することが必要です。

対象 空き家バンクに登録された一戸建ての空き家を購入または賃借する人で、過去3年間に市内に住所を有していない人

対象経費 生活に必要な箇所の改修や、起業に必要な箇所の改修・備品などに必要な経費など

補助金額 対象経費の2分の1の額で、上限30万円

解体費用の一部を補助します

老朽危険空き家解体補助金

安心・安全なまちづくりを促進するため、老朽化により危険な状態にある空き家を解体する人に、その解体費用の一部を補助します。

補助金の交付決定前に解体工事に着手した場合は、補助金の対象となりません。

対象 空き家の所有者またはその相続人

対象の空き家 市内にある居住用に使われていた木造の空き家で、市が行う老朽危険度の判定結果が基準を超えるもの

対象経費 対象の空き家の全部を解体する工事

※家財道具の処分費、跡地の整備費は対象外。

補助金額 対象経費の3分の1の額で、上限30万円

空き家を解体したいあなたへの補助

すぐには決められないから、
まずは相談したい！

日本司法書士会連合会が、ホームページで放ってはおけない空き家の話を公開しています。
QRコードを読み取ってご覧ください。



空き家のこと 相談窓口はコチラ

・空き家の総合窓口

市役所まちづくり課建築・空家対策係
(☎43-7156)

・固定資産税関係の相談

市役所税務課資産税係 (☎43-7125)

・空き家バンクの登録・相談

市役所企画財政課企画政策係
(☎43-7118)

・不動産登記相談、相続などの相談

広島司法書士会相続・遺言相談センター
くやま (☎084-926-4654)
※予約は月～金曜日13時～15時まで。